

第2回
食品容器包装のリサイクルに関する懇談会

平成25年12月26日（木）

午前10時00分 開会

○長野室長 おはようございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまから第2回食品容器包装リサイクルに関する懇談会を開催させていただきます。

事務局の食品産業環境対策室長、長野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には先般の懇談会に続きまして、大変、師走の押し迫った中にありますけれども、オブザーバーの方を含めまして、本日、17名全員にお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

引き続き、お手元の資料の確認をさせていただきます。議事次第の下のほうに配布資料一覧を書いてございますが、資料1といたしましてこの懇談会の名簿、資料2といたしまして前回の懇談会における先生方の主な意見をざっと整理したもの、そして、資料3といたしまして産構審と中環審の合同会合の審議状況と3枚を用意しております。また、先生方のお手元には前回の懇談会の議事録というのを乗せております。確認をいただきましてありがとうございました。もし、足りないところがありましたらお申し付けいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、冒頭のカメラ撮りはこちらまでということにさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

では、座長、議事進行をお願いいたします。

○石川座長 おはようございます。

それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、本日は中身の議論というよりも、前回、こういうことが問題ではないかと、問題意識であるとか、持つべき共通認識とかいったところを挙げていただきました。お手元の資料に事務局でピックアップしたものがございます。特にご説明するほどの量があるわけではありませんので、ごらんいただいて抜けているところとか、その後、戻ってよく見てみるとこれが大事だとかいう点もあるかと思っておりますので、本日はまずどういう論点があるか、大事な点はどういうことか、共通認識として持つべきことで欠けているものがあるかどうか、それをまず確認させていただいて、それから、どういう論点について優先順位をつけて議論を進めていくかということを目指とさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、まず、共通認識を持つべき事項ということで、資料2の(1)のところでは二つ、プラスチックに関する基礎知識、これは容器包装リサイクル法の費用で評価すると、ほとんどはプラスチック容器包装であるということがありますので、プラスチックというのはどのようなものであるか、これは事業者側というのでしょうか、化学の専門家の認識とそうでない方とかなりギャップがあるというのが皆さん共通認識のようですので、それについて認識を持つべきだというご意見がありました。それから、食品というのも同じ容器とはいっても、安全性であるとかいう面で特別な配慮が必要だというふうなご意見がありましたので、こういうことについて知っておくべきだというご意見がありました。これ以外に何かこの懇談会で議論していく上で必要な基礎知識というのでしょうか、皆さんで共有したほうが良いような認識というのがございましたら挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。後で思いつかれたら、きょうはフリーディスカッションですので戻っていただいても構わないと思います。

それでは、(2)で現行法制度の問題点、見直しに関する意見として、事務局のほうで四つに分けましたが、この分け方も含めて別にご意見をいただければありがたいと思います。一つは再商品化の定義、それから、分別回収のあり方、主体間コミュニケーション、それから、それ以外というふうに分けましたが、特にどこに入るということではなくて結構ですので、落ちている論点とかがご

ございましたら挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。では、片山委員。

○片山委員 前回、コミュニケーションというお話もさせていただいたんですけども、一方では支払方法といいますか、そこもわかりにくさを形成している一つではないかと思うんですけども、一つの容器包装に対して複数の事業者が個別に容リ協会に対して費用を支払っているという方法が今、現状なんですけれども、その支払方というのをもう少しシンプルというか、わかりやすく例えば容器包装というのが商品の原価に含まれているというふうにするのか、しないのかもあるんですけども、それは多分、支払い方によって大分変わってくるのではないかと考えておりますので、負担の仕方と、リサイクルする上での各事業者の負担の仕方というの、今後、よりわかりやすくするためには検討していくべきではないかなということを感じております。

以上です。

○石川座長 何か具体的な例みたいなものはございますか。

○片山委員 別の会議でお話しさせていただいたんですけども、例えばフランチャイズの加盟店が負担しているレジ袋の容リ法の負担というのは、製造メーカーと最終加盟店がそれぞれの係数に基づいて負担しています。それぞれが容リ協会と契約して支払っているんですけども、これを製造メーカーが容リ法の負担分全体を支払い、販売する際に加盟店が負担する分を原価に含むようにする。加盟店は仕入れた段階で容リ法の義務が果たされるというような仕組みになると、個別の契約が不要となり、リサイクル費用は仕入れた段階で完了することになります。今は、仕入れの費用とは別に容リ法の負担分を払っているんですけども、仕入れた時点で済むようになれば非常にわかりやすく効率的である、ということをお話させていただきました。例で言うと、そういうことでございます。

○石川座長 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。では、二村委員、どうぞ。

○二村委員 たしか、前回、百瀬さんがご挨拶の自己紹介のときにおっしゃったかと思うんですけども、私ども店頭で回収をしているリサイクルをしているんですけども、そのときに店頭回収というのが非常に不安定な位置づけにあって、実際に各地域のお店あるいは生協等からも行政との関係で非常に先行きの見通しが立ちにくいとか、行政によって指導が異なるというようなことがあります。今、店頭回収はすごく消費者にとっては身近ですし、結構、皆さん、きれいなものを持ってきていただけるんですね。これは多分、必然的な要因があって、お買い物に行くときに汚いものは持っていきたくないという消費者心理もあると思いますので、そういう意味では非常によい状態で回収ができていますが、この位置づけというのは非常に今、グレーなところにあるというのが現状だと思いますので、この点は多分、分別回収のあり方というところになるのかと思うんですけども、ぜひ、ご検討をしていただきたい論点の一つかなというふうに思います。

それと、もう一つは実態がどうなのかということをおはよく把握していないので教えていただければと思うんですが、すごく一生懸命、計算をして委託料等も払っているところからしますと、全体として今、どういう状況になっているのかということで、いわゆる業者間がお互いに見えないわけですよね。ちゃんと全部のところは払われているんだろうとか、いわゆるただ乗りみたいなお話がよくありますけれども、そういったことの現状がどうなっているのかということがなかなか一目でわかるものがなくて、容リ協会さんのいろんなデータ等も公開に同意したところしか公表されていないということもあって、全体の中で自分たちはもうちょっと多いんだとか、減らそうかなとか、そういうようなこともわかりませんし、ということですかね。

それと、もう一つは最近、インターネットでの売買というのがすごく増えてきていて、インターネット通販とかが増えているんですが、そういったものって実際のお店があつたりとかするわけではないので非常に見えにくくて、そういったところはどれぐらい把握をされていて、きちんと払われているのかとか、そういう業態ごとというんでしょうか、そういうものの状況みたいなものがわかるかというのと思って、わかった上できちんと公開されることが一番いいかなというふうに思うんですが、その情報公開の点とその2点かなというふうに思います。

○石川座長 ありがとうございます。

何か質問はございますか。よろしいですか。これまで出た話についてよろしいですか。

では、こちらから、大平委員、お願いします。

○大平委員 論点としてどんなものがあるかということのお尋ねだと思いますが、一つ考えられるのは再商品化義務の対象というのがこのリストにないと思います。ご存じのように現在は、有体物の商品が中身のものが義務の対象になっていますが、中身がサービスとか、商品じゃないものとか、それらを義務の対象にするかどうかというポイントです。それから、最近、議論されているのは容器包装じゃないもの、いわゆる製品プラで、これも対象にすべきかどうかを、私は反対なんですけど、ここでディスカスしておくべきではないかと思います。

もう一つは非常に汚れのひどいもの、これは分別収集から外して、別の手法で処理すべきじゃないか、具体的には熱回収すべきかというポイントです。そういう三つの視点から義務の対象というのを明確にしておくほうがいいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

では、織委員、お願いします。

○織委員 ありがとうございます。

食品容器包装に関して、容りが制定されてからどういう成果が出たのかという評価は、論点として入れていただきたいと思うんですね。つまり、自治体ごとにかなりその他プラスチックでもきれいに分別されるようになってきたとか、トレーについては店頭回収がかなり効果が上がっておるとかという、全体的な日本全体の評価みたいなものは総務省のほうでもなされているんですけども、食品容器に特化した形での今までの検証というのはまだなされていないと思います。できれば、そういうのを自治体ごとぐらいの形で聞けるとありがたいなと思っています。

それで、なぜかといいますと評価ということ、もう一つ、論点としては先ほどから出てきている市民の人が何になるかわからないということと、一方、市民の人たちは自分たちが頑張っていることが全体の中でどういう形なのかというのわからないところなんです。例えば私たちみたいにいるんなデータを見ている人は、柏市は頑張っているとか、川崎は頑張っているとか、そういうのはすごくよくわかるんですけども、実際にそこに住んでいる人たちにとってみると、今、言われたとおりにやっていることが全体的に見たらすごく頑張っているのかどうかというのはなかなかわからないので、そういった評価手法とか、市民にとってわかりやすい評価のあり方みたいなものを一つ検討しておく必要があるんじゃないかなというのが1点、評価に関してと評価検証に関してです。

それから、大きな話で目標、容り法は何を目指していくのかという議論がほかの委員会ではいつも時間がなくてできなくて、細かい論点になっているので、こちらはどちらかというところばらんにお話するというのであれば、むしろ、ここでなら、結構、突っ込んだ議論ができるのであれば、ぜひ、ここで2Rの話ですとか、何のためにリサイクルしていくのかというのと、あとは数

値目標を入れるべきなのか、入れたらいいのか、入れないほうがいいのかしらなんていう話も、少しざっくばらんにできる機会にできたらいいなと思います。

最後にあと2点、効率的なリサイクル手法について少し議論できればなど。何をもって手法間の効率的なリサイクル手法というのだろうかという話は、特に食品容器に関して私は特化した余り知識もないので、そういうところをメーカーの方というか、ざっくばらんに伺えればなというふうに思います。

最後にコミュニケーションということなんですけれども、普及啓発ですごくいろんなところで重なってやっていますので、統一的に普及啓発するようなシステムはできないのかなというのかねがね思っているところなんです。特に事業者間の役割分担の中で、そうした普及啓発の役割を自治体にかかわって負うような形での責任のとり方みたいなものは、EPRの一環としてあり得るのではないかというふうに持論で思っておりますので、その辺も議論になればいいなというふうに思っております。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

では、梶井委員、お願いします。

○梶井委員 ありがとうございます。

少し(1)に戻ってよろしいですか。今、織先生もおっしゃったことに少し重なりますが、共通認識になったらいいなと思うことがあります。非常に難しいことかも知れませんが、リサイクル手法のそれぞれの長所と短所というんですかね、メリット、デメリットというのがそれぞれにあると思うんですね。ですけれども、皆さんのそれぞれのお立場によって、それがまた若干、評価尺度が違うとか、そんなこともあろうかと思っておりますので、ですから、議論の対象かも知れませんが、その前に、ここまではみんな同じ土俵ですねとか、そういうのが例えば食品容器に限ってはどうか、そういうことを共通認識にできる場になったら、そこから議論が深まるんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、(1)はできたら、そんなことを突っ込んでみたいなど、こう思っております。

○石川座長 ありがとうございます。

では、鬼沢委員、お願いします。

○鬼沢委員 (2)の①に入るのかもしれないんですが、もう少し、はっきりしたほうがいいと思うのは再商品化義務の中でリサイクルされた資源をどういうふうにするのか、使い方の割合とかの基準が曖昧というか、ないんじゃないかなという気がして、本当にリサイクルされて資源になったものがどの程度、使われているのかということをもっとはっきりしたほうがいいんじゃないか。それが使う量に応じて評価が違って当然じゃないかと思うんですけれども、そこがはっきりしていないんじゃないかなと思います。

○石川座長 平尾委員。

○平尾委員 これまでのご意見とは重なるところがありますけれども、再商品化定義のところでも特出しでケミカルリサイクルのガス化の焼却のことだけが書かれています。これはほかの手法、例えばマテリアルリサイクルでも、ペレットなのか、パレットなのか、なにが再商品なのかよくわかりません。高炉原料化でも多くの方は高炉で利用される場所までが再商品だと思っていられるけれども、実はそうではないというようなところも、制度としてももう少し一般的に再商品化の定義を書かれたほうがいいということが一つです。これは、手法別のライフサイクルアセスメントにも

かかわるところです。

それから、私も（1）に戻ってしまうのですが、プラスチックの基礎知識というところに含まれることです。ここではリサイクルのことだけが書かれているのですが、プラスチックそのものということについて先ほどお話があったように専門家と消費者の方々との間の理解の違い、プラスチックという一言の用語が何を指しているのかとか、ビニールという用語については、気になっています。特に食品の容器包装は、複層構造になっているのが当たり前なので、それが②のところに入るのですが、それがどういうふうにプラスチックで実現されているのだろうというようなことなんかの理解も、座長のほどの専門レベルではないにしてもある程度持ったほうがいいのではないかと思います。ポリエチレンという一言の言葉でも済まないというようなことも、ぜひ、知っておいてほしいと思っております。

以上でございます。

○石川座長 ありがとうございます。

では、三富委員、お願いします。

○三富委員 今の平尾委員のお話に関連するところでございまして、提案という形で、今、おっしゃられたようにプラスチックとはというところを正確に理解していただくと、プレゼン的なものをさせていただきたいなということを考えております。切り口は3Rから見たプラスチックの特性という形になります。その中には主義主張は持ち込まず、それから、例えば汚れの話が出ていましたけれども、汚れが入ったものがどうなるかといった観点、回収方法とか制度の問題が込みになってしまうので、一応、ピュアなプラスチックを使って、それが例えば3Rのリサイクルでいえば、熱を何回もかけたらどうなるか、他の物質が入ったらどうなるか、それから、リユースでいえば、臭着とかにおいの吸着、こういったものが実際にどのような形になるのか、それから、リデュースに関しては複合容器と単層容器の性能の違い、こういったものをご理解いただきたいなと思っております。

ただ、いろんな立場の方がいらっしゃいますので、ただ、共通しているのは多分、五感に訴えることだろうと思っております。見て、におい（臭覚）、それから、触覚、厚みの違い、かたさの違い、こういったものを実感できるようなサンプルをつくりまして、プラスチックの特性というものを理解していただくといったことをさせていただきたいというふうに思っておりますので、多分、次回になると思っておりますけれども、提案いたします。

○石川座長 どうもありがとうございます。

それでは、百瀬委員。

○百瀬委員 3点あります。

1点は、容リ協会に支払っている委託料について、コンビニなどフランチャイズ本部作業の合理化への要望です。私ども小売業の立場で申しますと、フリーライダーがまだかなりいる中で、フランチャイズ協会が加盟店の支払い手続きやをまとめて実施してということで、漏れなくお支払いできていることは高く評価できると思います。コンビニあたりですと、1店舗1万円とか2万円とか、そういう金額を1回1回、手続きをしてお支払いするよりは、本社がまとめてお支払いした方が容リ協会にとっても手間が省けるでしょう。しかしその手間たるや、物すごく大変です。またその後で、リサイクルできなかつたからと戻し金が発生し、それをまた一つ一つ振り込む作用があります。

そのときに加盟店が店をたたんでしまったり、それを全部、調べて振り込むという仕事をしているのです。弊社サークルKサンクスでも6,000店舗の委託金処理をやっていますが、これを何とか

合理化できないかと思います。だから、片山さんがおっしゃっていたように、レジ袋など容器包装資材に最初からリサイクル委託料の金額を入れてお支払いさせていただければ、1店舗毎にお支払いしたり、また、戻ってきたりという、煩雑な手間はかかりません。それは本当に皆様方には些細なことと思われるかもしれませんが、そういうことを一つ一つ積み重ねているからこそ、フランチャイズ協会の店舗は1件のフリーライダーもなく、法遵守できているのです。

これはすばらしいことだと思うんです。ほかにもいろんな小売業の協会がありますが、フリーライダーゼロというところはほかにはないと思います。ですから、どうか合理化していただけるような方法を農水から提案していただきたいのです。これは本当に些細なことに見えますが、そういった加盟店の委託金支払いの世話をしている本社になるべく払いやすくしていただければ、これからもずっと滞ることは無いということです。

そしてまた、フリーライダーについてです。同業者に相談されることがあります。「うちはもしかして払っていないかもしれない。」それでどうなるかという、法施行以来支払い義務が発生している期間、8年間か、9年間か、ずっとさかのぼってお支払いしなければならない。そうすると、本当に中小の店舗では「今すぐ払えと言われても無理だから黙っておこう」としてしまうようです。言われるまで黙っておこうというところが少なくはないと思います。委託金支払いはもちろん義務ですが、この制度が始まって10年以上たったのですから、ここで「今からでも間に合うし、そのときに何らかの軽減措置をするから今から始めませんか」というような未支払い者に対する救援措置ができないか考えるのです。これは本当に私個人の意見なのですが、そういうものがあると今からでもよかったらちゃんとお支払いしようかなという中小の店舗が出てくると思うのです。ですが、現状を見ると、本当にそれは払うのは厳しいですねという金額のところがあります。もしかしたら私は非常に無謀なことを言っているかもしれませんが、その2点は何とか農水の懇談会のほうで提案ができたらと思います。

二つ目は、小売業は容器包装の3Rについて自主努力していますがこれを評価し、そのインセンティブを考慮していただきたいのです。特に使用済み容器包装の店頭回収、レジ袋の無料配布中止など、お客様や同業他社や自治体と一緒にそういう活動をしています。何のインセンティブもないんですね。環境貢献活動として、社会的責任を果たそうと務めています。そして自主的に取り組んでいる企業と、やっていないところがあり、できれば全ての小売業にこうした3Rに参加して欲しいのですが、何かインセンティブがあると誘いやすいのです。あなたのところもやりませんか。私どもはこうした自主活動を、「勝手にやっているんでしょう」という目で見られることがあります。そうじゃなくて、これは日本が目指す循環型社会構築への取組なのだ。順番の早い遅いは関係なく、「今から始めませんか」ということが言えるような制度があると同業他社、そしてお客様、自治体にも一緒に取り組んでいけるような流れになるのではないかなと思います。

3番目は、新しい制度として容器包装そのものを研究するような仕組みを作ることを提案します。容器が華やかであったり、何か機能的に付加があると商品の魅力に繋がるとされているようですが、「そもそも中身の商品が大事なのであって、容器包装はできるだけ環境負荷にならないものにする」というのを推奨すべきだということがここできちんと定義されれば、メーカーは環境配慮設計された容器包装を採用するでしょう。例えば容器包装をできるだけ小さく薄くすることも大切ですが、複合素材を使った容器包装で商品そのものもちをよくしたり、長期間保管ができる、そういった容器包装に対する役割も大切です。品質保全や安全性など本来容器包装の役割を含めて「環境配慮設計された容器包装」を推奨する制度や機関について検討していただきたいと思います。

なぜかといいますと、私ども小売業はプライベートブランド商品を開発し、販売していますが、弊社の場合は容器包装に対する知識を持つ専門家が関わっていません。そうすると商社や容器メーカーのお話を聞きながら決めていくのですが、それが本当に環境にも配慮されているかと確信がないままに決めて、何百万という数の商品が世の中に出ていくわけですね。ですから、ぜひ、容器包装の環境配慮設計を普及する仕組みを作っていただきたいのです。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、大石さん。

○大石委員 ありがとうございます。

(1) 番の①のプラスチックの基礎知識になるのか、それとも、(2) 番の各主体間コミュニケーションのポツ2のリサイクルと容リ制度のリサイクルの実態の違いになるのかわかりませんが、要するにプラスチックのリサイクルというのは別に容リだけではなくて、自動車リサイクル法でも、それから、家電リサイクル法でも同じように行われていて、多分、容リ法でのプラスチックのリサイクルというのは、それとは特別な違いが、回収方法にしる、実際に使われているプラスチックの材質にしる、違いがあるんだと思うんですけども、そのところが消費者からはよく見えない、なので、可能なことと可能でないこととが出てくるところが何か整理できるかと思いかと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ございませんか。どうもすみません、小山さん、どうぞ。

○小山オブザーバー すみません、後でお知恵を拝借したいと思っていただけんですけども、今、二村先生と百瀬先生からお話が出ましたので、ただ乗りの状況と、検討に加えていただきたいことを申し上げたいと、このように思います。

10年間のこの実績でございますけれども、1年間ということで見ますと、大体1,000社ぐらいの方が遡及して申し込まれ、金額は大体年間で6億円ぐらいであります。これは10年間の平均でございますので、10年間であると大体1万社ぐらいの方が申し込みをされ、金額は約60億円ということになりますので、それだけの大きな金額であるということが一つであります。

それと、先ほど遡及の時効がないということがございまして、先ほどおっしゃられた10年、8年ということですけども、今、最大ですと平成12年の全面施行されたところまでということになりますので、十数年というようなことがございます。それを例えば農水省のご協力も得て、農政事務所とこちらで一緒に行ってお話をしたりする機会がございまして、この法律についてご理解を深めていただいて、ぜひ、申し込みをしたいということまでお話はいくんですけども、では、ということになると、10年前からとか、12年前とかというのは、それはかなり不可能であるというようなことととか、税理士さんと相談してからお返事をさせていただきたいとかで、ストップしてしまいます。せっかく義務を履行しようというところでストップしてしまうということが多々あるということがございます。

それから、もう1点は帳簿の保管義務というのがございまして、これが5年間ということ規定をされております。ですから、それ以上、先のものというのを保管していない場合には拡大推計をしなくてはいけないということで、お金のことであるのに拡大推計をして、自分のところで申し込みをしていただくということになるわけですね、算定していただいて。その辺が少し課題になるといこともございまして、この2点も含めて、ぜひ、お知恵をかしていただければありがたいと、

このように思います。

○石川座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。大石さんと太平さんは追加ですか。では、大平委員、どうぞ。

○大平委員 二つ申し上げたいんですが、一つは識別マーク、識別制度というのが形骸化していると思いますので、どうあるべきかを根本的に考えてみる必要があると思います。マークが必要のないところについていたり、必要であるところについていなかったりします。実は私は容リ協会にいたときに主務省と一緒にあって識別表示の解説書をつくったり、いろんな対策をしたんですが、やってみてわかったのは、このルールは難しすぎてとても無理だということで、何かもっと簡単に実効性のあるものが必要だなと思います。

もう一つは織先生も今おっしゃった消費者教育啓発ということなんですが、これをもっと根本的に議論していただきたいと思います。法の最大の目的は排出抑制なんだろうけれども、それを達成するのに消費者啓発と、EPRのいずれが効果的かということをしつくりと議論してみる必要があると思います。先ほど環境配慮設計で何か指針を示してもらえば、企業はやりやすいというお話がありました。環境配慮設計の容器ができたとしても問題は消費者がそれを買ってくれるかどうかです。消費者の商品選択に結びつけるような仕組み、これがないと企業努力が反映されない、したがって、どういう仕組みをつくったらいいのかということだと思います。

大体、どこの国を見ても企業の自発的な努力を促している程度、国も何か広報を若干やっている程度で終わっているんで、例えば第三者機関をつくって、資金もしっかり持ってテレビなどを使ったりして消費者啓発をするという、こんなことを議論してみる価値があると思いますので、よろしくお願いします。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにはよろしいですか。ひととおりの発言いただいたんですが、自治体のほうからは何も出ていませんが、この場で何を議論するかという大事なところなので、どうぞ。

○足利谷委員 自治体とすると特に容リプラの問題については、費用負担の話にどうしても行き着いてしまうということがあります。自治体側の負担が大きいということは税負担ということに結局はなるわけで、税で負担をしていると費用が増大してしまうようなどどうしても傾向になるのかなというふうな話はあるのかなというふうに思っていますので、今回の改正に向けた動きの中で現行の拠出金制度が続くとも余り思えないですが、何かしらの形でそういった負担をしていただけないのかなというところがいつも容リ法の改正絡みでは思うところでございます。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。

では、榎本さん。

○榎本委員 私からは現場の実態についてお話をさせていただきたいなというふうに思っております。今回、この懇談会に呼ばれるに当たって、いろんな方々の市民の方と直接お話もさせていただくんですが、まず、ほとんどの自治体で今、啓発というふうなお話があったんですけども、これについてはかなり力を入れております。実際は小学校、中学校をほとんど回って、当然、容リプラだけの話ではなくて全てのごみの減量について出前授業というふうな形で、大体2時間ぐらいをかけてお話をさせていただいていると。これは大抵、どこの市町村でも全ての小中学校をほぼ回られているんじゃないかなというふうに思っております。

あと、先ほど店頭回収のお話が幾つか出ていますが、店頭回収につきましてもほとんど市内、ま

たはそういった地域にあるフランチャイズのお店を中心とした店頭には全てご協力をお願いして、大体のところはご協力をいただいている状況です。しかしながら、小さい店舗につきまして、個人で経営なさっているようなお店につきましては、レジ袋をお渡しすることがまだサービスなんだというふうに思っているところも数多くいらっしゃいまして、そういったところはなかなか難しい状況がございます。

あと、もう1点、現場についてのお話が先ほど三富委員からもございましたが、実際に見ただくということで私どもの容器包装の中間処理というのは、市内にそういった民間の業者がございまして、そこで全て容器包装については処理していただいています。そちらの現場の説明会を定期的に行っているんですが、食品の残渣の問題もあってかなり汚く処理されているということが市民の方から多くお声をいただいて、結局、まだ今、ペットボトルを何でも洗って、それが使われているとほとんどの方が思われているんですね。ですから、汚いこの中のものを洗浄して、これが自分の口に入るというふうに思っている方が、まだかなり多くの方がいらっしゃいます。ですから、そういったものを払拭するというのはなかなか根気の要る作業じゃないかなというふうに思っています。現場の状況としてはこんな形になります。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございました。

それでは、ご発言のなかった方に、一応、これでいいかどうかだけ確認したいんですが、多分、本田さんと渡邊さんかな、いかがですか。では、渡邊委員。

○渡邊委員 片山委員、百瀬委員のほうからもご指摘があった件についてリアルな数字でご報告をしようかなと思いますが、私のモスバーガーチェーンの実態でいくと、約1,500店で1,000億ぐらいの規模の経営です。ことし、請求いただいた金額は917万円、ですから、1店舗に直すと数千円というところでしょうか。この数千円を計算するのに実は商品別の販売個数、それがテイクアウトで売れたか、ドライブスルーで売れたか、店内で消費されたか、包装形態が違いますので、それを分けていって店別に全部振り分けをして請求をさせていただくわけですが、今度、前年度分、前々年度分の最終調整の金額で戻ってくるのは219万円、これをまた、同じように戻していくわけですが、店が既にないか、ご指摘のとおりのももあって非常に複雑です。

これを計算するためにソフトを組んでやっているんですが、当社で実質正味の700万円とソフトの償却費用とどっちが高いかというのが、真面目な話、調べたんですけども、これだけのソフトの開発費用が幾らかかっているかということが分けられないんですね。ただ、どっこいぐらいかかっていることは間違いないということについては、川上課金という方法について片山委員からもご提案がありましたけれども、何でもうちょっとシンプルに課金ができないんだろうということについては、ぜひ、ご検討をいただけたらというふうにかねがね思っております。

また、非常に末梢なことではありますけれども、私どもが特定代理人としておさめている相手の中には、今回、本来は免れるべき小規模経営というお店が一定入っています。この小規模経営の加盟店さんたちに法律では求められていないけれども、社会的責任かなと思って払ってくださいよということで、今のところは丸くおさまっているわけですが、フリーライダーみたいなことが一方である話が聞こえてくると、何をやっているんだという話になっていくことも事実であります。補足をさせていただきました。

○石川座長 ありがとうございます。

本田委員、いかがですか。

○本田委員 既に取り上げていただいているので、再商品化の定義のところ、これについては中環審、産構審の第5回の資料7で私のほうで説明させていただいているので、そのとおりでございます。あと、製品プラスチックのほうもプラスチックリサイクルの今後の方向性と分別回収のあり方で議論されるのかなと思っておりましたので、発言はやめておりました。

○石川座長 ありがとうございます。

それでは、一通り、挙げていただいたかなと思いますが、では、亀井委員、どうぞ。すみません、忘れていました。

○亀井委員 大体入っているのですけれども、日本としてプラスチックのリサイクルをどうすべきかと、せっかくいい制度で消費者が分別して自治体が収集されているのですから、これを本当にどういう形で活用するのが一番いいのかと。資源のない国なので、変に海外へ努力したものが行くのではなく、再商品化定義のことにもかかわるかもしれないのですが、再商品化製品の価値について、その評価をどのような形で利用されているのかという点で行うことです。材料リサイクルだとか、ケミカルリサイクルだとかいう大きな括りじゃなくて、そんなに事業者数が特にケミカルの場合には多くないので、どういう形できちっと利用されて、その役割を果たしているかということを確認したほうがいいと思います。

以上です。

○石川座長 どうもありがとうございます。

私が忘れている方はいらっしゃらないですよ。私、亀井委員は発言されたと思っていました、すみません。

さまざまな論点を挙げていただいたので、今、手作業で暗算で整理することはできませんけれども、大きく分ければ一つは後ろのほうで印象が強いところからいくと、小売店とかチェーン店のほうで挙げていただきましたけれども、資金を管理したり、システムをいわゆる管理するための手間がものすごく大変な部分があると。これはフリーライダーの問題と多分、関係があるんだと思うんですけれども、実際、こういうことを皆さんはご存じでしたか。私はここまで具体的な話を伺ったのは初めてなので、1店舗年間数千円から1万円、2万円を集めて、また、決算して戻すというのが恐らく単独の会社だったらやらないだろうなというふうに思います。これは公平性があるからやっているわけですが、その辺はどうすべきなのかというのは大事な論点の一つだなというふうに思いました。

それから、もう一つはこれも多分、いろんなことに関係があるんだと思いますけれども、亀井委員が最後におっしゃったような何のためにリサイクルしているのかというような、これは目的がはっきりすれば場合によっては再商品化手法に対する評価というものも、どれでもいいんだという話かもしれませんし、これが好ましいかもしれませんけれども、多分、かなり関係が深いはずですよ。そういうあたりも多分、大事な論点なんだろうなと思います。

あと、それから上流側の話も幾つか出ているかなというふうに思います。容器包装の環境配慮設計のことだとか、それから、そもそも、そういう議論をするためには三富委員からご提案がありましたけれども、プラスチックだとか容器包装だとか、特に食品容器包装に関する配慮とか、そういうことに関して共通認識を持ってから議論しないといけないんじゃないかなと。さらにもうワンステップいくと、小売業からすると実際に何か改善しようと思ってもよくわからないから、そういうのを何かサポートしてもらえないかという仕組みでしょうね、そういう提案もありました。

あと、何があったですかね。あと、消費者関係のやつもありましたね。織委員からあったのは消

費者に対する多分、分別させられているのは消費者ですから、させられているという状況が問題だということだと思えるんですけども、何のためにやっているかよくわからない、やったことの結果がよくわからない、それを何かうまくコミュニケーションできるような仕組みとしてできないものか。もっと説明せよと言うのは簡単なんですけれども、自治体は自治体でそれなりに一生懸命やられているのは、皆さん、よくご存じだと思います。ただ、一方で、それで十分な認識を消費者が持っているかという、そういうわけではないんだろうなと思うんですね。そうすると、織委員から提案があったのは、自治体だけじゃなくて事業者サイドも何かそこで貢献できないものだろうか。それは大平委員がおっしゃったような啓発を何かもっと、これまでやられていなかったような形でできないものかという提案とつながるのかなというふうにも思います。

そのぐらいでしょうかね。大きく分ければそんな感じかなというふうに思うんですが、あとは小売業だと店頭回収ですかね、店頭回収の位置づけがグレーになっているので、これをきちっと位置づけるといえることでしょうか。完全に自主的にやっていて、お客さんが来るのだからやりなさいよなんていう感じに今はなっているわけですが、それでいいんですかというようなことかもしれません。

いかがでしょうか。その辺、私はそういうふうを受け取ったんですけども、これから次の会合あたりから実際に中身を議論していくんですけども、優先順位とか、議論の順番のようなことをこれから皆さんのご意見を伺いたいんですが、一番最初は多分、共通認識を持つべきものは必要でしょうから、それは三富委員にプレゼンテーションをお願いしたいと思います。それ以外にも何か、ぜひ、この点に関しては私が説明したいという方がいらっしゃれば時間を調整してお願いしたいと思いますが、その点はよろしいでしょうか。それはプレゼンしていただいて質疑をして、大体、皆さん、わかったというところで次に進むという形になると思います。

論点としては、何を優先するべきかということについてご意見を伺いたいんですが、いかがでしょうか。何か構造として最初にこれを議論しないと戻ってきちゃうからというようなことでもよろしいですし、大事なことから最初にやるんだということでも結構かと思えます。では、大平委員。

○大平委員 いろんな論点が出た中で恐らく一番大事なものは、プラスチックのリサイクルだと思います。どなたかがおっしゃったように、プラは金属やガラスと根本的に違うのによく理解されていない。だから、プラスチックって一体何だということ、したがって、プラスチックのリサイクルはどうすればいいんだ、どういう効果が得られるんだということを明確にすべきです。プラスチックが再商品化義務の9割ぐらいを占めるので容り法といえばプラスチックリサイクル法といってもいいぐらいのものなので、プラスチックの位置づけをきちっとする。そうすると、自ずと、どういう再商品化手法がいいのか、どういう効果が得られるのか、それによって分別収集の仕方をどうすればいいのか、再商品化手法にどういう優先順位をつければいいのか見えてくると思うんです。したがって、これが一番大事なかなと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

プラスチックに注目して議論をするということかなと思いますが、お話の中だと一つはプラスチックをいろいろな再商品化手法、リサイクル手法で扱うとどういう効果が得られるのかということと、それは実は何のためにやっているのかということにもかかわるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。では、百瀬委員。

○百瀬委員 プラスチックの再製品化手法というのは、もちろん、今回の容り法改正の大きな課題だと思っています。それ以外に取りこぼされているような食品メーカーや小売業での問題点である

とか、食品の容器包装の今後のあり方のようなものも検討することも、この委員会の役割だと考えます。特に、商品作りの中でも容器包装に関するところはメーカーが決め、小売業を通して消費者の手に届き、社会のごみになっていくのですが、もっと川下からの意見を取り入れ、サプライチェーンで容器包装をどう考えるかという議論は、まず、ほかの委員会では出てこないと思います。ですから、その二つ、食品メーカーや小売業で課題になっていることについてここで話し合ってもらいたい、それから、サプライチェーン全体で容器包装のあり方をこれからどうするべきかということを検討するような材料をここに出してほしい。

プラスチック再生利用のことはもちろん大事だと思っていますが、他の委員会でもきつと大々的に検討なさるんじゃないでしょうか。ここで同じような議論をしてもどうでしょうか、この懇談会としての役割というのを皆さん方にも聞いてみたいと思います。

○石川座長 では、織委員。

○織委員 私も一番最初に多分、議論すべきはこの関係者の方、食品容器にかかわる人たちがどういうシステムでありたいのか、どうあるべき姿かというのが正直、見えないんですね。今までの産構審や中環審なんかで議論している全てをざっくばらんに話ししているところと、食品容器にかかわっている人たちは、どういうリサイクルシステムであってほしいのか、どうあるべき姿みたいなものを見せていただきたいなのというのがまず1点なんです。

それと絡めて、そもそも、食品業界ってほかの業態と違ってどういう特徴が、さっきおっしゃったようにすごく小売が多くて細かくて、フランチャイズや加盟店なんかもあって、実はそれぞれ1社が大きいように見えても、そんなに発言力はないんですよとか、よくわからないですけども、そういったような実情があるということをお私たちは知らないの、そういうのも教えていただきながら、その食品業界がなぜ素材としてこういうものを利用しているのか、どうして例えばプラスチックでもいいんですけども、ふえてきているのか、そして、回収方法として現状としてこういうのをやっているけれども、それが何が問題になっているのか、消費者との関係としてはこの辺が問題になっている。その辺の食品業界としてのあるべき姿と特性と、そこから出てくる、今、容りが抱えている問題みたいなものを少し見せていただくと、議論もしやすくなるかなという気がします。

○石川座長 わかりました。多分、なぜ、使っているかとかいうふうな部分というのは、三富さんのプレゼンテーションである程度、答えになるかなというふうに思いますが、食品業界としてのあるべき姿を議論すべきだというのは一つの新しい提案かなというふうに思います。先ほど織委員からお話があった中でも、提案があった中でも、目標を持つべきではないかというのはあるべき姿ですよ。もっとスペシフィックにすると数値目標という話になるかもしれません。

いかがでしょうか。ほかにご意見はございますでしょうか。今まで出た意見の中では、大平委員からプラスチックのリサイクルの問題が非常に重要だからということがありまして、一方で、百瀬委員からはそれはほかでもやるだろうから、小売業としてのもしくは食品容器包装のサプライチェーンとして見たときということで、これは確かに特徴的ではありますね。そちらを優先するべきだというご意見がありました。

私は今、思いつきですけども、食品のサプライチェーンという見方からするということからいくと、実は容りだけの問題ではないんですけども、食品リサイクル法のほうで今、食品のロス削減がかなり議論に上がってしまっていて、食品のロスと容器包装というのはどうあるべきかというふうな、どう考えるべきかと言ったほうがいいのかもありません。そういうことが多分、これから論点

として世の中で上がってきそうな感じがするので、ここで議論してもいいのかもしれないというふうに思いました。言葉としては上がっていませんでしたので、議論すればそうだったんじゃないかと思いますが、多分、食品包装の機能とか、そういうことを議論していったときに出てくる話だと思います。

いかがでしょうか。何かご意見はほかに。多分、優先順位は別にして、今、上がったようなプラスチックのリサイクルの問題と、それから、食品容器としてのライフサイクルというのか、サプライチェーンというのかで考えると、特性も考える。そこでは小売業としての特性だとか、さらに食品産業の特性かもしれないですね。そういうことを考慮して議論するというような、この二つなら多分、できるんだと思うんですけども、順番はともかくとして。

ほかにこれもやるべきだとか、優先順位に関して何かご意見はございませんか。では、榎本委員。
○榎本委員 先ほど織委員からございましたとおり、自治体からしてみれば基本的に安価で安く回収しやすい方向で持っていてもらいたいのは希望なんです、それはなかなかいろんな業態がございますので、一言ではそれなんですけれども、そうした場合に食品の業界で携わっている方々がこの容器包装リサイクルに基づいてどうしたいかというのは、こちらのほうとしてもすごく知りたい。それに基づいて自治体のほうでやるべきことが何か見えてくるんじゃないかなというふうに思っていますので、そこについては私としては非常に興味深いですし、議論に取り上げていただければ、その議論の結果に基づいて自治体なり、何なりはいろんなアプローチができるんじゃないかなというふうに考えております。

○石川座長 わかりました。ありがとうございます。

いかがでしょうか。では、平尾委員。

○平尾委員 今、既に議論になっている中に含まれていると思いますが、三富委員から容器包装の製造についての基礎知識をいただけるというのはありがたいなと思っています。リサイクルサイドのほうでプラスチック全般ということではなくて、食品関係の容器包装はどうなるのか、特にマテリアルリサイクルで、単純にフィフティ・フィフティで残渣と製品になると言われているけれども、例えば食品で汚れた容器がくれば、自動的に残渣側に行くのだと思います。

だから、食品の容器包装で見たときに、どんなタイプのものだと残渣になってしまうのか、どんなタイプのものだとマテリアルリサイクルに適しているのかというような、その辺の基礎情報を知っておきたいと思います。食品の容器包装に限ったところで、食品に直接接するようなタイプの容器と、そうでもないものが来たときに、LCAでは単純に再商品化と残渣をフィフティ・フィフティとしてしまうのですけれども、実は特定の食品の容器にしてみたら、100%、残渣に行く容器はいっぱいあるのだと思います。それは食品の容器包装というところに限ったときに、手法をどういうふうに考えるかということに関連してくるので、そこを基礎知識として教えていただきたいと思っています。それはケミカルリサイクルについても同じです。

○石川座長 ありがとうございます。確かにそれは知る必要があることですし、それだけじゃなくて、きっと制度を考える上でも何か関係がありそうな気がしますね。それは食品産業に注目して深掘りをするというんでしょうか、スペシフィックに議論しようというのは、割と皆さんのご意見かなというふうに思っていますので、その中の一つの重要な点としてお話しいただきたいと思っています。それはきっと本田委員からお話しいただくことになると思いますが、それは、それを議論するときお願いします。

ほかにはいかがでしょうか。容リ法の議論も合同会合のほうもヒアリングが終わって、来年度か

ら本格的な議論になると思います。まだ、そのの日程というんですかね、スケジュール感が不透明なのでよくわかりませんが、そういう意味ではオープンエンドになっていて、こちらも設定はできないので、重要な順に粛々と議論していくということになると思います。そういう意味では、本日、上げていただいた点を事務局で整理していただいて、次回以降、議論を進めていくというふうな形で、もし、そのときに時間があれば、さらに次の論点を探して決めていく、もしくはさらに深く議論するというふうなことを皆さんでご議論いただければと思います。そういうやり方でよろしいでしょうか。大体、論点とか、優先順位についてはご意見が出尽くしたというふうにご考えてよろしいですか。

今日、まだ、整理がついていませんけれども、きょう、皆さんの頭の中にある、今後、議論していくであろうという論点について事務局で何か必要な資料とか、一方で、皆さんのほうから提供したいというふうな資料があれば教えていただければと思います。事務局で特に用意すべき資料があれば、早目に言っていただければ用意できると思いますので何かございますでしょうか。どうぞ。

○織委員　すごく単純な話ですぐ答えられちゃうことかも、さっきの小売の話ですごく細かいところを徴収して、また、返さなくてはいけないという話があったじゃないですか。普通に考えると例えばそういうのを本部のほうでファンドみたいな形でキープするという、そういうことはなかったんでしょうか。というか、一々、細かく返すぐらいだったらキープしておいて、ある程度、それぐらいの金額ならと思ってしまうんですけども。

○渡邊委員　ファンドみたいなやり方は会計的にできません。

○織委員　できないんですね。わかりました。すみません。

○片山委員　本部としては預かり金なので、それを自分たちの収入という形で維持していくというのは難しいと思います。

○織委員　一時預かり金プールみたいな形でも難しいということですか。

○片山委員　年度の決算のときにそれをどういう扱いで処理するのかというのは出てくると思います。そうはいっても、当然、残る部分、返せない部分というのはあるんですけども、おっしゃることはよくわかります。一方で、容リ協会さんと直接契約した場合は必ず返されます。きちんと追いかけて返されると思うので、我々が持っているわけにはいきません。最後まで追いかけて返さなければいけない、というそもそもの姿があります。

○織委員　何か今みたいな話を少し、要は例えば法律のこういうところを改正すればより何とかできるみたいな、その辺の論点整理も少ししていただけるとありがたいなと。ありがとうございます。

○石川座長　いかがですか。

○片山委員　あと、すみません、1点だけ。また話が戻ってしまいますが、ペットボトルを対象にするかしないか、ということがあります。そもそも、リサイクルがきちんと回っているものについて、容リ法の対象にするのか。ペットボトルは非常に優秀なものなので、放っておいてもきちんとリサイクルが回っていくものをどのように扱うのか。例えばアルミ缶のようにしていてもいいのではないかと。これは、プラスチックの話のときにあるかもしれませんが、そこも検討していく必要があるのではないかと思います。

○石川座長　ありがとうございます。それは大平委員からご提案のあった、対象をどう考えるべきかという問題の大きくくりの中ではそこに入りますよね。有償だけれども、対象というんですかね、制度的にはお金のやりとりをしている、アルミ缶は法律の対象だけれども、やりとりせず外しているという、これの違いですよね。

○大平委員 もう一つ、義務の対象という視点で申し上げたいのは、小売店のレジ袋の事です。レジ袋というのはどう考えても普通の容器じゃないと思うんですよ。要するに容器の使用というのは、例えば中身メーカーが自社の中身商品を入れるために容器を使うことですよね。レジ袋の場合には客が店で買った商品をレジ袋に入れて持って帰るわけで、通常の容器と違うと思うんですよ。しかし、なぜか容り法のもとでレジ袋が容器として扱われてきた。これって何かおかしいんじゃないかと思うんです。レジ袋は、僕は容り法以外の仕組みで対処できないでしょうか。

○石川座長 これは百瀬さんか片山さんのところで業界として何かありますか。

○百瀬委員 今更ですか、何とも言えないですよ。容器包装リサイクル法が施行される前から、消費者とスーパーが協働で進めてきた課題であり、ようやく「レジ袋を使わないお買い物」が社会に広がってきた今、対象外にするという意見には、「今更ですか」と言いたい。現状のように、小売業の任意で削減する方法とは反対に、法制化してレジ袋は商品として売らなさいというのであれば対象外になるでしょう、諸外国のように。ですが、これは制度の中に入れてないから、どうぞ、好きなように配ってくださいという、そういうことだけは私としては、今までレジ袋使用削減を協働でやってきた消費者に対する裏切りになるので、賛同しません。

○石川座長 今のはご意見ですから、議論の中身になっちゃっていますけれども、どうぞ。

○片山委員 フランチャイズの場合をお話ししますと、フランチャイズの場合に加盟店が負担している容り法の費用は大きな金額ではありません。なぜかといいますと、レジ袋がほとんどなんですね。レジ袋と例えば店内でつくっている揚げ物等を販売するのに使用するプラスチックのトレーとか、それは、加盟店がお店で作ってそこで詰めていますので、負担しています。ただ、PBでも商品として仕入れたものは本部が払っています。レジ袋はお店で商品を販売するときに使う包装ですが、加盟店が負担しているのは、そういったものになっています。

○石川座長 多分、レジ袋についてはほかの包装と同じかどうかというのは、そもそも、余り定義の話をしてもしようがないので、容器包装リサイクル法が何を目指していて、どういうメカニズムでそれが効くと思うのかというのが多分、大きいなと思うんですね。普通のこれについてはお金をかけてとれば、もっと軽量化するとか、何か工夫するでしょうということを期待してやっているわけで、レジ袋がそういうメカニズムという意味で、同じメカニズムが効いているのであれば、その目的に対しては有効だろうと。これは一つの解釈なんですけれども、機能的に言えば、そういうふうに解釈できるかなと思うんですね。恐らくレジ袋の軽量化は進んでいて、容り法の影響がどのぐらいあるかわかりませんが、安いものだから、結構、それが大きかったんじゃないかなという気が私はします。

それから、有料化だとか、削減に一生懸命になるというのも素材費用だけじゃなくて、容りの支払いが減るからというのも、かなりのインセンティブになっているんじゃないかなと私自身は思うんですけれども、そういう意味では、機能的には一定の役割、効果はあったんじゃないかというふうに思います。ほかの考え方も多分、いろいろあるので、そもそも、容器と考えるべきかどうかというのも多分、もちろん、論としては成り立つので議論はしたらいいんじゃないかなと思います。

今、片山委員からお話が合ったように、フランチャイズチェーンの場合は私も言われて気がつきましたが、PBの場合は本部がメーカーですから、支払い主体がそもそも違うということですね。スーパーでも同じですか。

○百瀬委員 確かではないので、調べますが、レジ袋は3分の2になると思います。弊社、ユニーの場合でいえば、委託料金の3分の2がレジ袋ですから、レジ袋を無料配布中止で委託料金が削減

できました。ですから、レジ袋を委託金対象外にすると多分、小売業からの支払い金額は現在の3分の1ぐらいになると思います。

○石川座長 ありがとうございます。

私のほうで思いついたのは、小売業だとか外食チェーンもそうなんですが、支払い主体そのものが非常に小規模になっていて、集合的に大きく見えているというか、大きいというふうなところで、制度上、お金のやりとりが小規模なところまでいかざるを得ないとなると、端的に言うと、経済効率はものすごく悪くて、1,000円を取るのに何千円もかけているようなことになっているんじゃないかなという気は確かにするんですね。そのまず実態として、どのぐらいになっているのかという意味では、小山専務から規模別というんですかね、支払い金額の分布とか、業種別の何かそういうのがわかると、食品業界にそれが特有なことなのかどうかとか、全体としてどのぐらいの問題なんだろうかというのが規模感がわかるから、ありがたいかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○小山オブザーバー では、下位のほうの数字を調べさせていただきます。実際には1円単位での支払いというのものもあるわけですから、ただ、我々が押さえているのは上位のほう、例えば年間100万円以上ですと、それが二千数百社ぐらいで90%を超える金額を占めてしまっているというのがございます。実は下位のほうの分布というのは細かくは調べておりませんので、次回でも少し調べてご報告させていただきたいと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。では、平尾さん。

○平尾委員 今までのお話だと、どうしても皆さん、プラスチックとペットに話がいつてしまうのですけれども、紙もかなり気にはなっています。量としては結構出ているはずなのに回収率は決して高くない、自治体の回収も雑紙として集めていたりいうところまで含めても、そんなに高い率ではないというような状況であるということです。私自身が気にしているのは、皆さんは、食品に接する容器だけを気にしているのだけれども、菓子類などでは、必ず外側に紙のパッケージがついているのです。つまり、物を買うと必ず紙のパッケージが共連れで来ているのですが、内側のプラのマークのついているところしか気にしていないということです。あるいはカップ麺なんかでも今は紙とプラが混在していて、多くの消費者はほぼ区別がつかないので、恐らくプラのところに行く率が高くて、プラでは最初のところでごみとして排除されると思うのですね。

カップ麺の容器がどうリサイクルされるかという話は別としても、今は先ほどの有償、無償の話で考えると、紙もいいかとなってしまいかもしれないんですし、食品の容器包装の中で食品に直接接する紙製容器包装は非常に少ないと思うのですけれども、食品の流通に伴って流れる紙製容器包装のことも少し情報があれば、ありがたいと思います。

○石川座長 どういう種類の情報ですか。物流、マテリアル……。

○平尾委員 量としてのマテリアルフローと、先ほど申し上げたようにダウンフローのほうで、紙とプラの混在に伴う問題があります。リサイクルの話はそれぞれ素材別に考えているのだけれども、実は紙とプラがべたっと接着されているものが山ほどある。スーパーさんでもいっぱいシールを張られてしまいますから、あの紙はどうなっていくのかなというようなところについて、技術的な面と量的なマテリアルフローの情報があるとありがたいと思います。

○石川座長 そうですね。ありがとうございます。

鬼沢委員。

○鬼沢委員 食品容器に限らないんですけども、多分、今後、余りはっきりどこでも出てこないんじゃないかというものがあるので、もし、本田さんがこれからプレゼンしていただけるのでしたら、材料リサイクルのペレットの価格と質の違いが大幅にあって、だから、なかなか言いにくいところがあって出てこないんだと思うんですが、わかる範囲でペレットの質と価格と利用がどんなふうになっているかというところをぜひ知りたいので、加えていただけたらと思います。

○本田委員 ペレットの価格はマテリアルが54社ある中で、みんな、まちまちだと思いますので、他社の情報はなかなか公開は難しいと思うんですが、相場観というのは大体ありますので、その辺はお示しできると思います。また、ドイツのほうにもいろいろヨーロッパを視察しまして、他国のペレットの相場がなぜ高いとか、その辺も説明できると思います。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにいかがですか。大石委員、どうぞ。

○大石委員 先ほど平尾先生から紙容器の話が出たんですけども、今回、こちらに出てきていらっしゃるのチェーンストア協会とか、そういうところで、百貨店の業界の方が出てきていないんですけども、百貨店でもらう容器は、特に紙容器なんかはすごく多くて、ああいうものは容りとしてどういうふうに使われているのかなというのが何となく消費者として気になっておりますので、そこら辺の情報もあるとうれしいかなと思います。

以上です。

○石川座長 ありがとうございます。これは事務局のほうで百貨店業界に聞いていただけますかね。

ほかに。では、大平委員。

○大平委員 紙容器の話が出たので、ついでに日ごろから何か不思議だと思っているところなんですけれども、紙製容器包装というのは、古紙のリサイクルの仕組みができているところに後から突っ込んだわけですね。消費者にとっても市町村にとっても区別ができない、区別する意味も余りなさそうなのに、容り法というのができたので、紙製容器包装もびんやPETボトルと同じように管理しようということで始まったと思うんです。名古屋市ぐらいですね、大きな市町村で紙製容器包装を分別収集しているのは。

○石川座長 横浜もやっているんじゃないですか。

○大平委員 横浜もやっていますか。

○織委員 川崎も。

○大平委員 川崎も始めたんですか。まだまだ、非常に少ない。そこで、要するに既存の雑紙の回収とか、既存の紙のリサイクルシステムの中に紙製容器包装というのを無理やり入れていいのか、入れるとすれば今の仕組みのままでいいのか、何か、そのところを議論して明らかにしておくべきかと思います。

○石川座長 おっしゃるとおり、紙が進んでいないというのは、紙製容器と言われる前に新聞と雑誌と、それなりにそれぞれの自治体、収集事業者ごとに確立したものがあって、既にそこに結構入っていたのも場所によってはあったんだと思うんですね。それを法律の表示の問題もさっきありましたけれども、重さが5割以上なら紙になっちゃうという、紙として使いませんが、そういうふうなくくりで分けるということなので、実行がそもそも難しいし、実行してもいろいろまじっちゃって、効率が落ちるということになっているんじゃないかなと思うんですね。

そういう意味ではおっしゃるとおり、紙の場合はプラスチックと違って白地でリサイクル制度をつくったわけではないですから、特有の問題があるというのは確かだと思います。そういう意味で、

平尾委員がおっしゃったような食品容器の中での紙の用途だとか、区別でしょうね、きっと、純粋な紙と、純粋という、いわゆる紙として、パルプとしてリサイクルできる紙と、それから、複合されていて、法律上は紙容器なんだけれども、というふうなものだとかの実態とか、それがどう処理されているか、それから、大平委員のおっしゃるようにならざるべきかという議論が確かに大きな一つの論点としてありますね。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、足利谷委員。

○足利谷委員 すみません、今、うちの紙の話が出ましたが、うちの場合は紙製容器包装のくくりではなくて、ミックスペーパーという形で雑紙で回収をしております、市内に難再生古紙のリサイクルが可能な企業がありまして、そちらのほうに回してトイレットペーパーにいただいているということでやっております。

○石川座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがですか。何か必要な資料とか、説明したいということがございましたら。大体、よろしければ、これで時間がちょっと早いですけれども、効率的に議論していただきまして、皆さん、発言は満足されましたか。時間がありますからもっと言っていただいてもいいんですけれども、よろしいですか。では、三富委員。

○三富委員 先ほど環境配慮設計という話が出ましたが、環境配慮設計って何でしょうか。極力、環境負荷を避ける設計だと。立場によってその考え方は違うと思うんですね。容器メーカーが一般的にはばらし易いとか、そういう設計になると思うんですけれども、我々が考える例えば環境設計というのは、これをつくるマシンがあつて、そこにエネルギーを投入、スクラップみたいな端っこをトリミングしたかすが、いわゆる廃棄物が出る。これをなるべく少なくするとか、そういうシステムの環境配慮設計というのを考えるわけですが、立場が違うとまたリサイクルしやすいというようなところが中心になったりということで、環境配慮設計というのを各立場においてどういうふうに考えていらっしゃるのかと、最終的には我々はそのニーズを受けて要求をつくるわけですが、最終的には消費者が決めているのかとか、その辺の共通認識化をしたいなというので取り上げていただければと思います。

○石川座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。DFEとは何ぞやという話ですね、目的は何かのそのすぐ下ぐらいのところの論点かなというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、議論としてはここまでとさせていただいて、事務局のほうから連絡がございました。

○長野室長 どうも、石川座長、また、委員、オブザーバーの皆様、皆様にご発言いただいて、活発な議論を本当にありがとうございました。

次回の懇談会ですけれども、また、先生方に日程を調整ということで予定をいただいておりますので、来年になってしまいますが、2月上旬以降で、今、調整をしているということでございますので、また、決まり次第、ご連絡をしたいと思っております。

今、いただいた、事務局のほうで整理できるところとか、また、各委員にお力をおかりしながら、データを整理したいというふうに考えておりますので、また、個別にご連絡をさせていただくことになるかと思いますが、どうぞ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

課長から。すみません。

○谷村課長 バイオマス循環資源課長の谷村でございます。本日は本当にお忙しいところをありがとうございました。私は前にも申し上げましたが、五、六年前に長野のポストにおりましたので、

ちょうど、そのときは法律改正が終わった直後でございました。今回、法律改正の検討の状況でちょうどやっておりますけれども、私も今、聞いておりますと、恐らく論点でもいわゆる法制度的に議論しなければいけないところと、また、法制度まではいかない、その前の運用でやっている部分と、言葉が適切かわかりませんが、業界内での慣習というか、川上と川下との関係との慣習の部分でやっている部分と、あと、食品産業特有の問題であるのか、容器包装特有の全体にかかわる問題なのかとか、いろいろ、論点があったかと思っております。

そして、もう一つ言えば、法律がちょうど5年を経過して、制度検証して、次に制度改正をするかどうかという議論になっているという、このタイミングで言っていかなければいけない問題があるし、ある程度、中長期的にといたら変ですけども、この数カ月内だけではなかなか結論が出ない問題とか、いろいろあったかなと思っております。だから、次に事務局が論点を整理する場合はある程度、分けて、優先順位的な話もございましたけれども、今、中環審、合同会合が行われているという前提で、そのスピード感を持ってやらなければいけない課題と、せっかく、これだけ皆さんにいろいろご協力いただいたので、極端に言えば、その次の制度も見据えながら、ある程度、議論を高めていかなければいけないものに分ける必要があると。

なぜかと申しますと、ちょうどさっき座長の話がありました食品ロスの話、ロスの話というのはまさにちょうど私が前のポストのときにやったんですけども、ちょうど5年ぐらい前に問題提起という形でやって、今、相当、ロスの問題をいわゆるフードチェーン全体で考えていこうという形で、それぞれの川上、川下を含めた形で、それぞれの立場でどうするのかというのが議論ができるような状況になったというのは、逆に、そのぐらい時間がかかる問題だろうと思います。だから、例えば百瀬委員がおっしゃったようなサプライチェーン全体でどうしていくのかとかいう問題というのは、例えばこの二、三カ月という時間だけを見据えただけでは、なかなか、そこまで結論は出ないかもしれませんけれども、こっちの懇談会の進め方等はあるんですけども、そういうように時間をある程度、かけながらもやっていかなければいけない問題と、制度的にある程度、向こうの動きを見ながらも早目にとか、そういう問題をある程度、考えながら整理をしながら、次回以降の議論をぜひやっていただければありがたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

不規則ですが、ご発言させていただきました。どうもありがとうございました。

○長野室長　ということでございましたので、本日はご多忙のところ、本当に年の瀬のところ、ありがとうございました。いい感じで終わったかなと思っております。いい年をぜひお迎えくださいということで、また、年明け以降、年末年始の休みの間に本当に事務局はこれをおこなうというように話が思い浮かんだら、また、年始にお年玉でいただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。本当にありがとうございました。

午前11時24分　閉会